

長浜水道企業団郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜水道企業団契約規程(平成22年上水道告示第12号。以下「規程」という。)第16条第2項の規定に基づき、郵便による入札(以下「郵便入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、競争入札に付する案件の内から、入札執行者が選定したものとする。

(公表)

第3条 企業長は、前項の規定により郵便入札を行う場合にあっては、長浜水道企業団建設工事に係る発注の見通しならびに入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表要領(平成13年上水道告示第11号)の規定に基づき公表する。

(入札書等の郵送方法等)

第4条 郵便入札の参加者は、入札書および公告または指名通知書で指定する書類(以下「入札書等」という。)を入札書等の到達期限までに到達するよう郵送しなければならない。

(1) 郵便の種類は、一般書留または簡易書留とすること。

(2) 入札書等は内封筒と外封筒の二重封筒にて郵送すること。

(3) 内封筒には入札書等を入れ、入札参加資格申請時に登録された使用印鑑で封印すること。

(4) 外封筒には前号の内封筒を入れ、宛名を「長浜水道企業団財産契約課」とし、「契約番号」、「名称(品名)」、「入札者名」および「入札書在中」と記載しなければならない。

(5) 複数の入札案件がある場合、同封せず案件ごとに郵送すること。

2 入札書の到達後は、辞退することができない。

(入札書の保管等)

第5条 入札執行者は、前条の規定による郵便物が到達したときは、開札日時まで財産契約課において厳重に保管するものとする。

2 前項の郵便物は、差し替えをすることができない。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加の資格のない者のした入札

(2) 入札者が、同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(3) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を納めない者または不足する者のした入札

(4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

(5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(6) 直接持参、見積内訳書等の未同封など、第4条第1項に規定する郵送方法等によらない入札

(7) 入札書の到達期限を過ぎて到達した入札(第10条の規定により入札を延期した場合を除く。)

(8) 談合その他不正な行為があったと認められる入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札の立会)

- 第7条 開札を行うときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 2 入札者またはその代理人は、開札時に立ち会うことができる。ただし、特別の事由があるときは、入札執行者は立ち会いを制限することができる。

(開札)

- 第8条 開札は、指定した開札日時に行うものとする。
- 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電話により日時を指定しクジを行う。ただし、低入札価格調査を行う場合は、同額の業者の中でクジを行い、当選業者に対し調査を行う。
- 3 前項の場合において、対象者が指定の日時に来庁できない場合および対象者に連絡が取れない場合は、企業団において抽選を実施し、落札者を決定する。
- 4 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合において、前2項の規定にかかわらず、当該同価格の入札をした者を指名し再度入札を行うことができる。

(再度入札)

- 第9条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札執行者は、1回に限り再度入札を行うことができる。ただし、失格または無効となった者は除く。
- 2 再度入札を行う場合は、入札執行者は、再度入札の該当者に対し再度入札を行う旨および初度入札の失格者以外の最低入札価格を通知するものとする。

(入札の取りやめ等)

- 第10条 入札執行者は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合または不正な行為等が判明した場合で必要があると認めるときは、入札の執行を延期し、または取りやめることができる。

(入札結果の通知)

- 第11条 入札執行者は、郵便入札により落札者を決定した場合は、すみやかに当該落札者に通知するとともに、入札結果を財産契約課において閲覧に供するものとする。

(その他)

- 第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

付則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

付則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

付則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

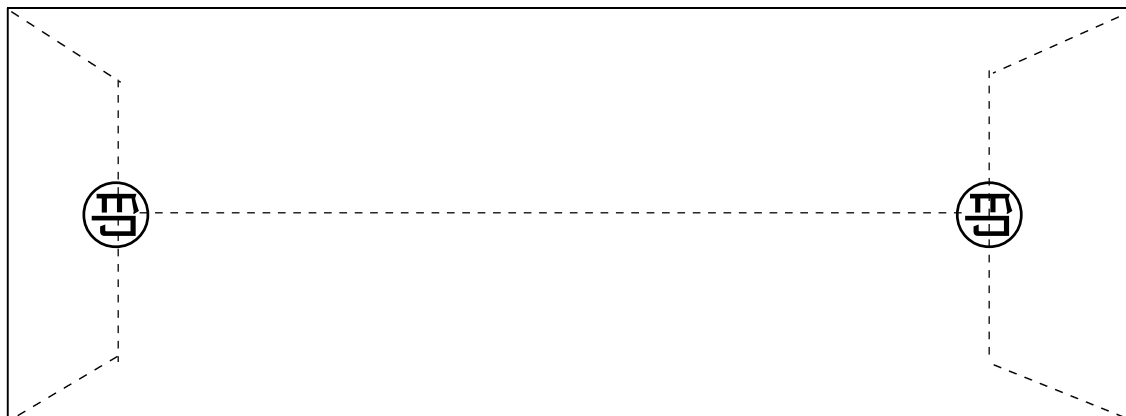
付則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

《 内封筒 》

（表面）記入不要

（裏面）封印例



《 外封筒 》

（表面）記入例

長浜市下坂浜町 2 4 8 番地 2 2		【 書留郵便 】	切手
長浜水道企業団財産契約課 宛			5
入札書在中			2
契約番号	令和〇〇年度 〇 第〇〇号		6
名称(品名)	〇〇〇〇〇〇工事		0
入札者名	(株)〇〇〇〇建設		0
	代表取締役 〇〇〇〇		4
			7

（裏面）封印不要

